

「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定について

1. 平成 25 年 1 月 22 日開催の理事会において、「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」について、ST マークの「賠償補償制度」の趣旨・要件を明確にする等のために「資料 1」の改定が決定されましたのでご連絡します。  
また、当該改定に関連して「玩具安全マーク使用許諾契約」につきましても一部改定されました（「資料 2」）。

2. 今回の改定は、平成 25 年 4 月 1 日以降の ST マーク使用許諾契約（更新契約を含む。）から適用致します。

3. 改定の理由は、下記のとおりです。

(1) 制度要綱第 3 条第 2 項の改定（修正）

ST マークの賠償補償制度は、「ST マーク契約者の賠償資産の内部充実を図るための制度」である旨を明確にします。

（賠償請求者が当協会に対する請求権を有する制度でない旨を明確化する。）

(2) 同第 4 条第 7 項の改定（削除）

ST マークの有効期間 2 年の規定は、これを設ける必要性が低く、また、規定が存在すると却って誤解を招く恐れもあることから、これを改定（削除）します。

（注）ST マークは、当該玩具が ST 基準適合検査に合格したものである旨、ST マーク契約者が加入を義務付けられた玩具賠償補償共済に加入し賠償原資の内部充実を図っている旨を示すものです。

この趣旨の場合、ST マークに有効期間は必要ありません。

また、賠償補償は、PL 賠償・損害保険の期間ルール（被害者が損害及び賠償責任者を知った時から 3 年など）に拠っており、上記の「ST マークの有効期間 2 年」に拘束されるものではありません。

なお、「ST マークの有効期間 2 年」の規定は、「保証期間」との誤解を招く恐れもあります。

(3) 同第 13 条の改定（新たに同条第 2 項を追加）

ST マーク使用許諾契約を解約・終了する場合に、出荷済みの ST マーク付玩具について、ST マーク契約者にその責任において賠償保険を付保して頂くことで、当該 ST マーク付玩具を継続して販売することを認めることとします。

（なお、ST マーク使用許諾契約では、ST マーク契約者に対しその旨の確認書の提出を義務付けるよう改定します。）

(4) 同第 14 条第 3 項の改定（修正）の理由

平成 20 年制定の保険法（平成 20 年法律第 56 号）において、保険契約者の破産における賠償請求権者（被害者）の先取特権が規定されました。（なお、被害者は裁判所に差押命令を請求することが必要となります。）

については、ST マーク契約者の破産の場合に、当協会として執ることとなる対応を明記しました。

資料 1 「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

（下線部分が改定箇所）

現 行	改 定
<p>【玩具安全マーク制度】</p> <p>第 3 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ST マーク制度は、協会が玩具を製造、輸入又は販売する事業者と ST マーク使用許諾契約を締結し、当該事業者が製造・販売する玩具について、ST 基準適合検査を受け、これに適合していると認定される場合に、第 4 条に定める玩具安全マーク（以下「ST マーク」という。）を当該 ST 基準適合検査に合格した玩具又はその包装に付して販売することを認め、かつ、当該 ST マークを付した玩具の欠陥に起因して事故が発生したときは、<u>第 13 条に定めるところにより、ST マーク使用許諾契約者に対し、その支払った賠償の補償を行う制度とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>【玩具安全マーク制度】</p> <p>第 3 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ST マーク制度は、協会が玩具を製造、輸入又は販売する事業者と ST マーク使用許諾契約を締結し、当該事業者が製造・販売する玩具について、ST 基準適合検査を受け、これに適合していると認定される場合に、第 4 条に定める玩具安全マーク（以下「ST マーク」という。）を当該 ST 基準適合検査に合格した玩具又はその包装に付して販売することを認め、かつ、当該 ST マークを付した玩具の欠陥に起因して事故が発生した場合に備えて、<u>ST マーク使用許諾契約者に対し第 13 条に定める賠償補償共済制度への加入を義務付け、その賠償原資の充実を図る制度とする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>【ST マーク】</p> <p>第 4 条</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. <u>ST マークの有効期間は、購入から 2 年とする。</u></p> <p>8. (略)</p>	<p>【ST マーク】</p> <p>第 4 条</p> <p>1～6 (略)</p> <p><del>7. ST マークの有効期間は、購入から 2 年とする。</del></p> <p><u>7. (略)</u></p>

<p><b>【共済加入義務】</b></p> <p>第 13 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 玩具賠償責任補償共済制度及び玩具製造物責任補償共済制度に係る約款は、別に定める。</p>	<p><b>【共済加入義務】</b></p> <p>第 13 条</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>STマーク使用許諾契約の終了又は解約にあつては、STマーク使用許諾契約者は、それまでに出荷したSTマークを付した玩具を継続して販売する場合は、当該玩具について製造物責任賠償保険の付保を措置するものとする。</u></p> <p>3. 玩具賠償責任補償共済制度及び玩具製造物責任補償共済制度に係る約款は、別に定める。</p>
<p><b>【事故処理】</b></p> <p>第 14 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. <u>STマーク使用許諾契約者が不在となったときは、協会が事故の処理にあたるものとする。</u></p>	<p><b>【事故処理】</b></p> <p>第 14 条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3. <u>STマーク使用許諾契約期間中にSTマーク使用許諾契約者が破産したときは、協会は、第 13 条の賠償補償共済制度に関し、損害賠償請求者に対し保険法（平成 20 年法律第 56 号）に基づく保険金の請求等の手続を説明するものとする。</u></p>

**資料 2** ST マーク使用許諾契約の改定

現 行	改 定
<p>第 11 条</p> <p>(中略)</p> <p><u>ただし、既に出荷されている製品については、この限りでない。</u></p>	<p>第 11 条</p> <p>(中略)</p> <p><u>ただし、既に出荷されている製品を継続して販売する場合は、乙は当該玩具について製造物責任賠償保険の付保を措置するものとし、その旨の確認書を甲に提出する。</u></p>